

令和5年2月6日開催

箕輪町農業委員会第24回総会

# 会 議 録

1 開催日時 令和5年2月6日(月) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 産業支援センターみのわ 2階研修室

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 英人
事務局次長	唐澤 智大
事務局	細井 千里

## 5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について  
日程第9 報告第4号 農地改良届について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。  
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。  
ご起立をお願いいたします。  
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

(唱 和)

ありがとうございました。ご着席願います。  
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 農家の皆さんは確定申告もあり、ご苦労されていることと思います。  
農業委員会活動ですが、人・農地プランを積極的に推進していく必要があります。  
また2月はファーマーズの集いや研修視察などもありますのでどうぞよろしくお  
願いいたします。本日はお疲れ様です。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願い  
いたします。

議 長 ただいまから第24回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による  
定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。  
ここで、1月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局

1月5日に第23回総会がありました。

1月11日に農業功績者表彰選考委員会・農業名人認定委員会が伊那合同庁舎で開催され、会長が出席しました。

1月13日に農地相談がありました。相談は1件でした。

1月18日に町農業再生協議会幹事会が開催されました。関係委員が出席しました。

同じ日に農政部会が開催されました。

1月24日に農振地域整備促進協議会が開催され、関係委員が出席しました。

1月25日に町農業再生協議会総会が開催され、関係委員が出席しました。

1月27日に女性委員登用促進に関する要請活動があり、原委員が出席しました。

議長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

5番 唐澤稔 委員 6番 藤田久一 委員

の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡、… 合計13筆 〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。

譲受人は現在、〇〇に参加しています。平成8年〇〇町にて新規就農し、〇〇町では認定農業者、〇〇新規就農者ネットワーク会長を務めました。トマトや野菜、りんご、リンドウなどを作付予定です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件、小林委員。

小林委員

本人も農業に関して精通しているかと思われまます。土地が欲しいということです

のでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。  
これより質疑に入ります。  
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

唐澤稔委員 契約内容が贈与となっていますが、どういうことでしょうか。

小林委員 ○○さんの方でも贈与したいという意思があり、贈与になったと思います。

議長 私から質問ですが、○○さんは○○の任期は何年でしょうか。

事務局 調べます。

唐澤金実委員 ○○さんは機械を持っていますか。

小林委員 やっていく上でのある程度のものは持っていると思います。

事務局 先ほどご質問のあった○○さんの任期ですが、令和7年3月までとなります。

そのほかにはよろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。

議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買での所有権移転による駐車場用地の申請です。  
対象農地は○○番○○(田)○○㎡、○○番○○(雑種地・現況田)

〇〇㎡です。2種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は〇〇株式会社 代表取締役 〇〇、譲渡人は埼玉県さいたま市の〇〇さんです。

申請地の南東に申請者が運営するアパートがあり18台の駐車場が必要なための申請です。譲渡人は遠隔地におり、高齢のため耕作や農地管理が困難であり、売却することにしました。

2番目の案件です。売買での所有権移転による駐車場用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(雑種地・現況：田) 〇〇㎡、2種農地です。売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は箕輪町長 白鳥 政徳、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

三日町保育園の駐車場が不足しており駐車場を拡張するための申請です。譲渡人は高齢で後継者もおらず農業を縮小したいと考えていたため売却をすることにしました。

3番目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、2種農地です。

売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は長野市の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

発電量は38.59Kw、発電出力は33.0Kw、パネル枚数93枚、パワコン6台、年間予想発電量 47,949kwh、売電単価14円です。

許可日に着工予定で 令和5年6月30日に竣工予定です。

再生可能エネルギー認定書 有です。

隣接地の〇〇番〇〇は令和4年4月に太陽光発電施設で許可済となっています。

4番目の案件です。売買での所有権移転による駐車場用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、2種農地です。売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。

当該地と〇〇番〇〇の土地建物を譲渡人から譲受人へ売却予定です。建物を利用するための駐車場用地としたいと考えての申請です。

譲渡人は高齢であり後継者もないため、管理ができずにいました。

当該地は平成2年9月に駐車場用地として5条転用許可済です。転用事業者が変更となるため、ここで申請を行うものです。

5番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、2種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は茅野市の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。  
譲受人の妻の実家が隣接地にあり、住宅を建設するための申請です。譲渡人は高齢になってきたため耕作が困難であり、売却を決意しました。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。  
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。  
1番案件、原委員。

原委員 1月19日に説明を受けました。周りの状況ではやむを得ないかと思えます。

議 長 2番案件、藤澤委員。

藤澤委員 1月13日に子ども未来課の担当者から説明を受けました。駐車場が足りないとのことでやむを得ないかと思えます。

議 長 3番案件、私です。  
1月12日に説明を受けました。昨年の下が太陽光発電となっており、農地としても価値のない土地かと思えますので、やむなしかと思えます。

4番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 以前にも農地パトロールで出ていた土地です。事務局の説明のとおりです。  
1月16日に説明を受けました。

議 長 5番案件、関委員。

関委員 1月13日に説明を受けました。やむを得ないかと思えます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。  
これより質疑に入ります。  
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。  
よろしいですか。  
質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。  
議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

42ページは、総括表となります。

田 3, 737㎡、畑 89, 301㎡ 合計93, 038㎡です。

43ページからは、借り手の状況となります。

46ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和5年1月7日、終期は 10年が令和15年12月31日、20年が令和25年12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第3号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。

私から質問します。

中間管理事業で契約が終わった農地で更新していないものはわかるのでしょうか。

事務局

必要であればまとめて表にすることは可能です。

議長

他にはよろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

51ページは、総括表となります。

田 48,029㎡ 畑 5,697㎡ 合計 53,726㎡

52ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第4号 農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。  
64ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。16件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたしま  
す。

69ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

全部で3件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長

続きまして、日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援  
事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明い  
たします。

71ページは総括表です。今月は公社からの売買となります。

72ページは公社からの売買の内訳です。

〇〇さんが3筆、こちらは〇〇さんが所有されていた土地です。

〇〇さんが4筆、こちらは〇〇さんが所有されていた土地です。

報告第3号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第3号について、事務局より説明がありました。  
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第9 報告第4号 農地改良届について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農地改良届についてご説明いたします。

1番目の案件です。土地の境界に擁壁を作るための届出です。  
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、土地の所有者は〇〇さんです。  
家の北部にある農地(〇〇番〇〇)と宅地(〇〇番〇〇)の間の土手部分に土地の土が崩れないよう擁壁を作りたいと考えています。  
令和5年2月28日完成予定です。

2番目の案件です。農地へ入るための入口を作る届出です。  
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、〇〇番(田) 〇〇㎡。  
土地の所有者は〇〇さんです。  
〇〇番〇〇(畑)と〇〇番〇〇(田)の間に昔は馬入れがあったがなくなってしまったため、田へ入るための 入口(坂)を作る届出です。

議長 報告第4号について、事務局より説明がありました。  
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。  
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。  
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

5 番

---

